

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更の認可(加入者系光ファイバ
概算納期情報開示システムの機能追加)について
(諮問第 1 2 0 7 号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	2
3	申請概要	3
4	審査結果	8

別添

○ 接続約款変更認可申請書(東日本) (写)

平成20年6月24日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成20年4月22日付け諮問第1207号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

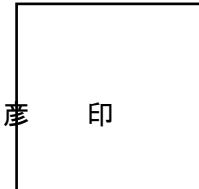
記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見はなかった。

情 審 通 第 ※ ※ 号
平成 2 0 年 6 月 2 4 日

総 務 大 臣
増 田 寛 也 殿

情 報 通 信 審 議 会
会 長 庄 山 悦 彦



答 申 書 (案)

平成 2 0 年 4 月 2 2 日 付 け 諮 問 第 1 2 0 7 号 を も っ て 諮 問 さ れ た 事 案 に つ い て 、 審 議 の 結 果 、
下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見はなかった。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 高部 豊彦
(以下「NTT東日本」という。)

2. 申請年月日

平成20年4月16日(水)

3. 実施期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムについて、機能追加を図ることに伴い、その手続費に関し電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更を行うものである。

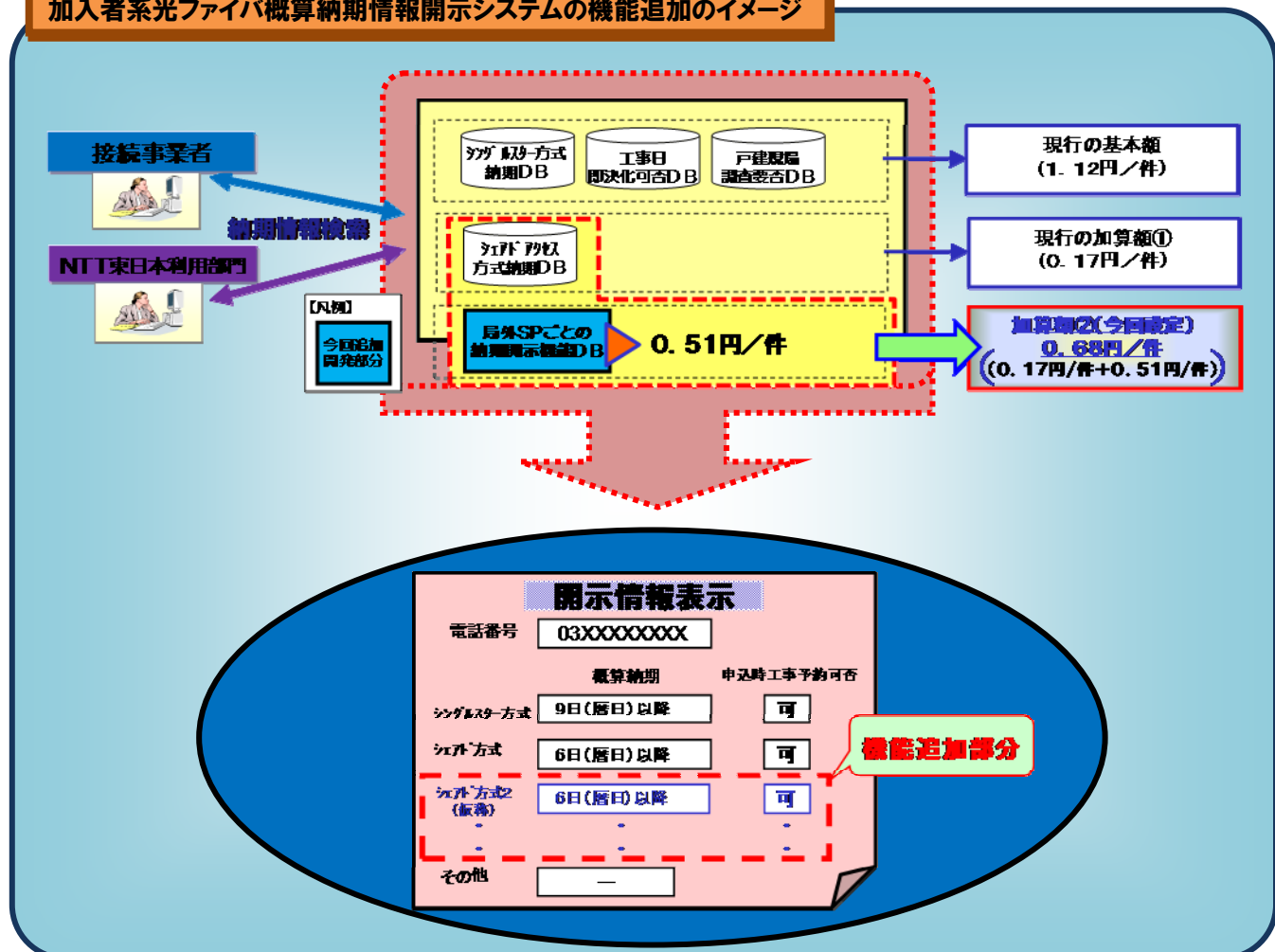
II 主な変更内容

現在、NTT東日本では、ホームページ(Web)上で、接続事業者(NTT東日本の第一種指定電気通信設備利用部門を含む。)が電気通信番号を入力することにより、当該電気通信番号が利用されている場所において加入者系光ファイバが利用可能となる概ねの時期に関する情報を表示する加入者系光ファイバ概算納期情報開示システム(平成15年3月から運用)により、次の情報を開示しているところである。

- シングルスター方式(一芯を分岐させない方式)及びシェアドアクセス方式(一芯をスプリッタで分岐させる方式)により提供する場合の納期に関する情報
- 工事日の即決が可能か否かに関する情報(開通工事即決可否情報)
- 現場調査が必要か否かに関する情報(戸建現場調査要否情報)

今回、接続事業者の要望を踏まえ、当該システムに、同一の配線ブロック(局外スプリッタでカバーする区画をいう。)にある複数の局外スプリッタをサービスごとに利用する際、当該スプリッタごとにシェアドアクセス方式による複数の加入者系光ファイバの概算納期情報を同時にWeb上に表示する機能を追加するため、その手数料に関して接続約款の変更を行うものである。

加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの機能追加のイメージ



1. 手続費の設定

(1)基本額

シングルスター方式に係る概算納期や開通工事日即決可否等に関する情報開示に係る機能の手続費は、基本額として現行の料金額(平成20年3月27日総基第4号で認可した平成19年度及び平成20年度の接続約款(以下「認可接続約款」という。)に定める料金額:1件当たり1.12円)を適用する。

(2)加算額

① シェアドアクセス方式に係る1つの局外スプリッタのみの概算納期情報開示の手続費(加算額①:現行料金)

シェアドアクセス方式に係る1つの局外スプリッタのみの加入者系光ファイバの概算納期情報開示に係る機能を利用する場合、その手続費は、上記(1)の基本額に加える加算額として現行の料金額(認可接続約款に定める料金額:1件当たり0.17円)を適用する。

② シェアドアクセス方式に係る局外スプリッタごとの概算納期情報開示の手続費(加算額②:今回新たに設定)

シェアドアクセス方式に係る局外スプリッタごとの複数の加入者系光ファイバの概算納期情報開示に係る機能を利用する場合、その手続費は上記①のシェアドアクセス方式に係る概算納期情報を参照した上で、その配線ブロック内にある局外スプリッタごとの加入者系光ファイバの概算納期情報を表示することを可能とするため、上記①と本機能に係る額(1件当たり0.51円)を合算した加算額(1件当たり0.68円)を今回新たに設定し適用する。

■光回線設備線路条件調査費

区 分		単 位	手続費の額 (変更後)	手続費の額 (変更前)
加入者系光ファイバ概算納期の調査に要する費用	基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	1.12円	1.12円
	加算額①	1番号ごとの1成功検索ごとに	0.17円	0.17円
	加算額②	1番号ごとの1成功検索ごとに	0.68円	—

2. 適用開始期日

準備が整い次第、適用開始(平成20年7月目途)。

III 手続費算定の概要

1. 原価の算定

1)加算額①に係るもの(現行料金の原価)

加算額①については、現行の料金額を適用する。その原価は次のとおりであり、認可接続約款に係るその他の費用の算定根拠に示されている。

区 分	金額(千円)
①設備管理運営費	2,927
②他人資本費用	40
③自己資本費用	67
④利益対応税	50
⑤合計(①+②+③+④)	3,084

2)加算額②(機能追加分)に係るもの(今回新たに算定)

今回の追加機能の適用開始期日が平成20年7月を目途に予定していることから、平成20年度の本機能の手続費の算定期間は、平成20年7月から平成21年3月までの9か月間とする。

このため、今回の機能追加に係る平成20年度の設備管理運営費は9か月間の年経費により算定することとし、その年経費は網改造料の算定式に準拠して算定するものとする。

区 分	金額(千円)
①設備管理運営費	2,009
②他人資本費用	28
③自己資本費用	46
④利益対応税	34
⑤合計(①+②+③+④)	2,117

2. 需要の算定

1)加算額①に係る利用見込件数(現行料金の需要)

加算額①については、現行の料金額を適用する。その需要は次のとおりであり、認可接続約款に係るその他の費用の算定根拠に示されている。

区分	件数(千件)
加算額①に係る利用見込件数	18,465

2)加算額②(機能追加分)に係る利用見込件数(今回新たに算定)

加算額②(機能追加分)については、本件機能追加について要望のあった接続事業者からの平成20年7月から平成21年3月までの利用見込件数に基づいている。

区分	件数(千件)
加算額②(機能追加分)に係る利用見込件数	4,154

3. 手続費の算定

上記1. 及び2. に基づき手続費を算定。

区分	金額	
	加算額①(現行料金)	加算額②(機能追加分)
①原価の合計	3,087千円	2,117千円
②利用見込件数	18,465千件	4,154千件
③1件当たりの手続費(①/②)	0.17円/件	0.51円/件

▶ 今回の機能追加に係る加算額②

加算額①:0.17円/件+加算額②(機能追加分):0.51円/件=0.68円/件

審査結果

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	—	該当事項なし。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	—	該当事項なし。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第1号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること(施行規則第23条の4第2項第2号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第3号及び審査基準第15条(1)キ)	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第4号及び審査基準第15条(1)ク)	適	本件申請に係る手続費は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	—	該当事項なし。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。



接続約款変更認可申請書

東相制第08-8号
平成20年4月16日

総務大臣
増田 寛也 殿

郵便番号 163-8019

とウキヨウトシシンジュククニシシンジュクサンチヨウメ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ヒガシニッポンデンシんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

たかべ とよひこ

代表取締役社長 高部 豊彦

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第2表 工事費及び手続費
第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 光回線設備線路条件 調査費の適用	(略) ア～イ (略) ウ 光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）の概算提供可能時期の調査を行う場合は、ウ（ア）欄の料金額にウ（イ）欄に掲げる料金額を加えた額を適用するものとします。
(6)～(14) (略)	(略)

新

料金表
第2表 工事費及び手続費
第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 光回線設備線路条件 調査費の適用	(略) ア～イ (略) ウ 光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）の概算提供可能時期の調査を行う場合は、ウ（ア）欄の料金額にウ（イ） <u>①</u> 欄又は <u>②</u> 欄に掲げる料金額を加えた額を適用するものとします。
(6)～(14) (略)	(略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考	
(1)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) 光回線 設備線路条件調査費	第96条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア～イ(略)		(略)	
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに 1.12円	(略)
			(イ) 加算額	光信号端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限り、 <u>ま</u> す。)の調査を行う場合	1番号ごとの1成功検索ごとに 0.17円
(16)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考	
(1)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) 光回線 設備線路条件調査費	第96条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア～イ(略)		(略)	
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに 1.12円	(略)
			(イ) 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限り、 <u>ま</u> す。以下、この欄において同じとします。)の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき ② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに 0.17円 1番号ごとの1成功検索ごとに 0.68円
(16)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、当社の準備が整い次第、適用を開始するものとします。

その他費用の算定根拠
(NTT東日本)

目 次

I 手続費	1
II 光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用の 算定において用いた一般管理費比率	2
III 料金算定に使用した貸倒率	3
(参考)	
設備区分別の費用明細表	4

I. 手続費

(1) 光回線設備線路条件調査費

ウ. 光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用

(イ) 加算額

a. 原価の算定

<2>同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき

区 分	金 額 等	備 考
①設備管理運営費	2,009 (単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2欄改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅱ 光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	28 (単位:千円)	
③自己資本費用	46 (単位:千円)	
④利益対応税	34 (単位:千円)	
⑤合計	2,117 (単位:千円)	

b. 単金の算定

<2>同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき

区 分	金 額 等	備 考
①当該期間の料金の合計	2,117 (単位:千円)	a.<2>⑤
②当該手続の利用見込件数	4,154 (単位:千件)	
③1の光信号端末回線に係る料金	0.17 (単位:円)	平成20年3月27日総基第4号で認可された光回線設備線路条件調査費の加算額に係る料金額を適用する。
④1件あたりの手続費	0.68 (単位:円)	$(\text{①} \div \text{②}) \times (1 + \text{Ⅲ. 料金設定に使用した貸倒率}) + \text{③}$

Ⅱ. 光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用の算定において用いた一般管理費比率

区 分	比 率 等	備 考
①管理費	100,866	(参考)設備区分別の費用明細表より
②直接費(営業費・施設保全費・運用費)	1,009,216	(参考)設備区分別の費用明細表より
③減価償却費	412,507	(参考)設備区分別の費用明細表より
④一般管理費比率	7.1%	①/(②+③)

Ⅲ. 料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H18	備考
①接続料の貸倒額	0	(参考)設備区別の費用明細表より
②接続料	324.833	H18年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取料使用料、 接続装置使用料収入、新設送料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(参考1)

設備区分等	指定設備使用部門計										合計						
	機改造修理費用等	呼出延子データベース	PHS種別装置	機改造料	室間交代金	貸借損失(管理)	ユニバ負担金(管理)	通信設備	左記以外	サービス(ユニバ負担金)	サービス活動	その他	合計	合計			
費用の過剰	2	0	0	2	0	0	0	28,607	1	0	1	26,162	0	309,896	145,784	481,832	510,439
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,136	342	2,477	2,477
運用費	0	0	0	0	0	0	0	8,881	0	0	0	0	0	9,679	219	9,898	16,779
施設保全費	2,845	93	0	2,592	0	0	0	378,185	10,491	343	10,148	0	0	0	93,322	103,813	481,998
共通費	327	8	0	318	0	0	0	38,424	1,455	47	1,467	1,167	0	40,743	19,918	63,283	101,707
管理費	348	7	0	341	16,360	0	535	59,881	1,477	43	1,433	1,957	119	37,817	18,175	57,345	117,226
試験研究費	1,043	5	0	1,038	0	0	0	36,011	2,181	53	2,129	0	0	6,370	8,706	17,258	53,269
通信設備使用料	36	5	0	30	0	0	0	15,109	750	10	740	0	0	720,865	225	721,640	736,749
租税公課	333	4	0	329	0	0	0	63,110	1,884	40	1,844	134	0	2,982	6,827	11,527	74,836
減価償却費	2,639	48	0	2,591	0	0	0	308,029	32,978	910	32,068	1,034	0	14,079	56,388	104,478	412,507
固定資産除却費	279	2	0	277	0	0	0	31,112	3,408	14	3,394	96	0	1,782	6,373	11,659	42,771
(再)除却損	174	2	0	172	0	0	0	18,472	2,942	10	2,932	87	0	1,570	4,899	9,498	25,970
合計	7,652	173	0	7,479	16,360	0	535	965,348	54,625	1,459	53,165	30,550	119	1,743,903	353,938	1,582,734	2,548,082